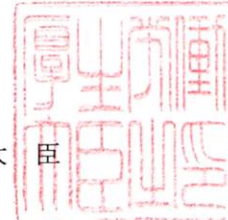


行政文書開示決定通知書

株式会社薫製倶楽部
代表取締役・薬剤師 森 雅昭 様

厚生労働大臣



令和8年6月7日付け（6月9日受付）の行政文書の開示請求（開第495号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することと決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

紅麹を含む健康食品による健康被害の原因物質特定にかかる分析 令和6年度（2024年度）報告書（第1章表2、第2章、第3章、別添1、第4章、別添2）

2 不開示とした部分とその理由

	不開示部分	不開示理由
1	上記1のうち、法人の情報が含まれる箇所	法人等に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
2	開示請求書記載の「①「紅麹コレステヘルプ」および対象紅麹にプベルル酸が含まれていたことを示す、貴省が保有する科学的根拠資料」のうち「対象紅麹にプベルル酸が含まれていたことを示す、貴省が保有する科学的根拠資料」及び「②世界中の科学者が独立して検証可能な形で、プベルル酸同定根拠資料の全面開示」	事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、法第9条第2項の規定により、不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることに御注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください。）。